

仙台市議会議長

2010（平成22）年10月6日

野田 譲 殿

仙台市民オンブズマン

代表 十 河 弘

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

電話 022-227-9900

市議会政務調査費についての申入書

第1 申入の趣旨

仙台市議会における政務調査費について、添付資料宮城県議会「政務調査費の手引き」に準じた明確で適正かつ詳細な基準・手引きを策定し、かかる基準・手引きにもとづき、厳格な支出手続を速やかに開始されたい。

第2 申入の理由

- 1 仙台市民オンブズマンは、本年7月30日に、違法不当な利得のあった庄子晋議員（以下、「庄子議員」といいます。）が属していた会派から平成13年度乃至平成19年度における庄子議員の政務調査費として支出された金員につき、仙台市に返還するよう請求するなど必要な措置をとることを求め住民監査請求を行いました。これに対する仙台市監査委員の監査結果は、上記支出全額について政務調査活動との関連性を認めることはできず、政務調査費の用途基準等に合致した支出であると判断することはできないとして、その一部につき返還を求める措置を平成22年10月29日までに講じることを勧告しました。
- 2 上記監査委員の判断は、政務調査費の趣旨からして、消滅時効の点を除き当然であるところ、単に庄子議員一個人の問題に止まるものではありません。そもそも仙台市政務調査費の交付に関する要綱第4条によれば、「会派の代表者は、経費の支出決定を行うとともに政務調査費の適正な執行に努めなければならない」とし（1項）、「経理責任者は、政務調査費の出納事務をつかさどり、帳簿書類、領収書等を管理しなければならない」（2項）と規定するなど、会

派が適正な政務調査費の支出がなされているかを検証しなければならない旨規定しております。また、同11条1項によれば、「議長は、条例第9条7項に定める収支状況報告書等の提出を受けたときは、その内容を検査し、必要があると認めるときは会派の代表者に対して証拠書類等の資料の提出を求めることができる」とされています。しかるに庄子議員が属してきた会派は、税金の私的流用ともいうべき明確な違法な支出につき、十分な審査を行わず、庄子議員による長期間にわたる違法な政務調査費の支出を許容してきました。また、議長も十分な検査をせず、違法な支出を見逃ごし続けてきました。これはとりも直さず、仙台市議会において、政務調査費の支出にかかる明確な基準がなく、1件1万円以下の領収証添付を不要としたり、領収証の管理等に関しても各会派や議長が杜撰なチェックしか行ってこなかったことの現れにほかなりません。

- 3 一方宮城県議会においても、従前、政務調査費支出に関する明確な基準がなかったために、使途基準に合致しないお手盛りの政務調査費の支出がなされてきました。しかし、宮城県議会は、平成21年4月、「政務調査費の手引」（添付資料）を策定し、費目毎の全件領収証添付、領収証の記載事項の厳格化、政務調査活動との関連性の具体的記載、按分率の領収証添付票への記載等を要求しました。また、議員が政務調査に要した費用をいったん立て替え、後日審査の通った案件について政務調査費が給付されるという事後給付方式を採用しました。さらに、会派の指導監督経理責任者等の責務を明確に定めて、会派が定める幹事長及び政務調査費経理責任者による二重審査を課しています。

また、政令指定都市でも、さいたま市が平成21年4月、札幌市や千葉市が平成22年4月に、全件領収証添付、政務調査費の使途基準（手引き・マニュアル）を設ける等の改革を行ってきております。

仙台市議会は、平成23年5月から1円以上の領収書添付を義務づけることとしていますが、施行の引き延ばしとの批判は免れませんし、はなはだ不十分な内容ですから、申入の趣旨にありますとおり、適正な基準・手引きを策定したうえで、厳格な支出手続を速やかに開始されるよう、強く要求いたします。

以上

添付資料

1 宮城県議会「政務調査費の手引」